政　令

輸出貿易管理令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年二月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十五号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二第十三号の次に次の二号を加える。

十三の二　つづれ織物（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）

十三の三　磁器製の食卓用品（経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

経済産業大臣　世耕　弘成

内閣総理大臣　安倍　晋三

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年二月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十六号

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第五十七条の二第二項（同法第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第八十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の三第十項及び第二十九条の四の三第六項中「四十八万円」を「四十九万円」に改める。

第二十九条の七第五項第一号中「四十八万円」を「四十九万円」に、「二十六万五千円」を「二十七万円」に改め、同項第三号ロ中「二十六万五千円」を「二十七万円」に改め、同号ハ中「四十八万円」を「四十九万円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の日前に行われた療養に係る高額療養費の支給については、なお従前の例による。

3　国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第一項第一号に規定する基準日（同令第二十九条の四の四第二項の規定により基準日とみなされる日を含む。）がこの政令の施行の日前である場合における高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

4　この政令による改正後の第二十九条の七第五項の規定は、平成二十九年度以後の年度分の保険料について適用し、平成二十八年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　塩崎　恭久

内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○厚生労働省令第九号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第四項の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年二月二十二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第十一の四の二めつきの項中「二　計画立案等作業試験」を「二　判断等試験　計画立案等作業試験」に改め、同表内装仕上げ施工の項中「製作等作業試験」を「二　製作等作業試験　判断等試験」に改める。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○経済産業省令第八号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第十六条第二項の規定に基づき、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年二月二十二日

経済産業大臣　世耕　弘成

告　示

○外務省告示第六十号

昭和六十三年三月十日にローマで作成された「大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書」の締約国につき、平成二十八年十二月七日現在で、次のとおり追加があった（平成二十三年四月十一日外務省告示第百五十六号よりの追加）。

締約国	批准書の寄託日	当該締約国についての発効日
ナイジェリア連邦共和国	平成二十七年六月十八日	平成二十七年九月十六日

締約国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
ニウエ	平成二十一年六月二十二日	平成二十一年九月二十日
アンティグア・バーブーダ	平成二十一年十月十二日	平成二十二年一月十日
ラオス人民民主共和国	平成二十四年三月二十日	平成二十四年六月十八日
コートジボワール共和国	平成二十四年三月二十三日	平成二十四年六月二十一日
レソト王国	平成二十五年六月二十五日	平成二十五年九月二十三日
マラウイ共和国	平成二十六年一月十日	平成二十六年四月十日
モルディブ共和国	平成二十六年二月二十五日	平成二十六年五月二十六日
サンマリノ共和国	平成二十六年十二月十五日	平成二十七年三月十五日
コンゴ共和国	平成二十七年五月二十八日	平成二十七年八月二十六日
シンガポール共和国	平成二十七年八月十二日	平成二十七年十一月十日

平成二十九年二月二十二日

外務大臣　岸田　文雄